

# 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 の手引

(令和3年4月1日適用)

宮城県教育委員会

# 目 次

## 第1 教員特殊業務手当

1	支給内容	1
2	支給範囲	1
3	支給対象業務	1
4	台帳兼支給整理簿の作成等	1
5	報告	1
	別紙 教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿	2
	別表その1 時間的要件等一覧	3
	別表その2 支給対象業務, 支給要件等	4

### 【参考資料】

参考資料Ⅰ	教員特殊業務手当質疑応答集	8
参考資料Ⅱ	非常災害緊急業務支給チェックリスト	15
参考資料Ⅲ	対外運動競技等引率業務(409業務)支給可否表	16
参考資料Ⅳ	人事委員会委規則で定める対外運動競技等引率業務 (409業務)判断フローチャート	17
参考資料Ⅴ	特殊勤務手当コード表・支出科目コード	18

## 第2 教育業務連絡指導手当

1	支給内容	19
2	支給対象となる主任の範囲	19
3	支給額	19
4	台帳兼支給整理簿の作成	19
5	報告	19
	別紙 教育業務連絡指導手当台帳兼支給整理簿	20

### 【参考資料】

	教育業務連絡指導手当質疑応答集	21
--	-----------------	----

# 教 員 特 殊 業 務 手 当

## 第1 教員特殊業務手当

### 1 支給内容

教員特殊業務手当は、教育職員が職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）第26条第1項各号に規定する特殊な業務に従事し、その業務がある一定の支給要件を満たしたとき（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める程度に及ぶとき）に支給する。

### 2 支給範囲

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、実習助手等又は寄宿舎指導員等でその属する職務の級が教育職給料表（一）又は教育職給料表（二）で1級、2級又は特2級の者に支給する。

### 3 支給対象業務

支給対象となる業務の種類、支給額及び支給要件については、別表その1、その2のとおりであること。

### 4 台帳兼支給整理簿の作成等

#### (1) 命令又は届出

職員が、特殊業務に従事することを命じられた場合は、別紙「教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿」（以下「台帳兼支給整理簿」という。）の「命令又は届出」欄に従事月日、従事時間及び従事内容等（以下「従事月日等」という。）を記載し校長へ提出すること。

また、部活動指導等で特殊業務に従事する場合は、事前に台帳兼支給整理簿の従事月日等を「命令又は届出」欄に記載し校長へ届出すること。

校長は、「命令又は届出」欄の従事月日等を確認し、確認印を押印すること。

#### (2) 従事確認

特殊業務に従事した職員は、業務従事後、速やかに「従事確認」欄に実従事月日及び実従事時間を記載するとともに、従事印を押印すること。

校長及び直接監督者（副校長又は教頭）は「従事確認」を行い確認印を押印すること。

#### (3) 支給整理簿

給与事務取扱者は、一給与期間毎に台帳兼支給整理簿により業務種別毎の従事日数及び手当支給額を整理し、決裁の上、保管すること。

### 5 報告

台帳兼支給整理簿に基づき、当月の実績（予定を含む。）分を別に定める期日まで、県立学校にあつては、時間外勤務等修正報告書（K51）を給与支給システムにより送信し、市町村立学校にあつては、時間外勤務等実績報告書（K51）を当該市町村を所管する教育事務所に提出すること。

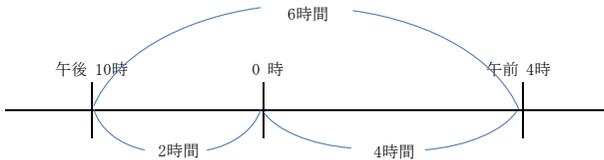


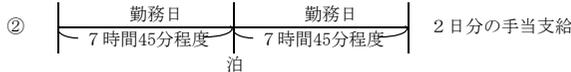
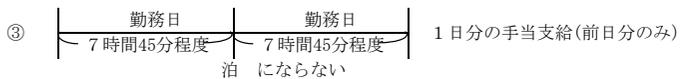
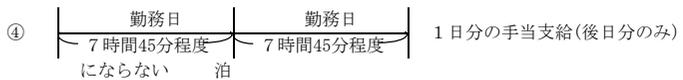
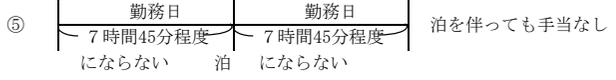
教員特殊業務手当における業務別時間要件等一覧

根拠	業務の種類	支給額	コード	業務に従事した日		
				① 週休日等	② 4時間（又は人事委員会が承認した時間）の勤務時間のみが割り振られた日	③ その他の日
特殊勤務手当条例第26条第1項第1号の業務	イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	円 8,000	408	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度）又はこれと同程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで</li> <li>・午前2時から午前8時まで</li> <li>・上記と同程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで</li> <li>・午前2時から午前8時まで</li> <li>・上記と同程度</li> </ul>
	被害が特に甚大な非常災害における児童生徒等の救援業務	円 16,000	412			
	ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	円 7,500	416			
	ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	円 7,500	417			
同項第2号の業務	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	円 5,100	410	7時間45分程度（就寝時間等は含まない。）		
同項第3号の業務	人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	円 5,100	409	7時間45分程度（就寝時間等は含まない。）		
				終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度）又はこれと同程度		
同項第4号の業務	学校管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	円 2,700	419	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度		

## 支 給 対 象 業 務 ・ 支 給 要 件 等

項 目	支 給 対 象 業 務	細 部 取 扱
共 通 事 項	<p>1 「心身に著しい負担を与えるものと人事委員会規則で定める程度」とは、各業務ごとに次のとおりとすること。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p> <p>① 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「週休日等」という。）又は国若しくは県の行事の行われる日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度）又はこれと同程度であること。</p> <p>② 4時間の勤務時間のみが割り振られた日又はこれに相当する日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。</p> <p>③ その他の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。</p> <p>④ 夜間課程を担当する職員に係る週休日等以外の日については、前記の②又は③の規定に関わらず、業務に従事した時間が夜間課程を担当する職員以外の職員について定められている業務に従事した時間に準じたものであること。</p> <p>(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの及び人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの。 その日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が7時間45分程度であること。</p> <p>(3) 週休日等に行う業務（宿泊を伴うものを除く。） 業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度であること。</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は4時間の勤務時間のみが割り振られた日に行うもの。 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>2 時間要件の基本的な考えは、業務に従事した時間が深夜（午後10時から午前5時までの間）の時間を1時間以上含んでいるときは6時間程度とし、それ以外の場合は7時間45分程度とする。 また、これらと同程度であることの解釈運用として、6時間程度又は7時間45分程度は、それぞれ1時間以内の範囲内で緩和することができるものであることとする。</p>	

項目	支給対象業務	細部取扱
特殊勤務手当 第1条 例項 第26条	1. 学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (1) 「非常災害」とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事故による災害をいう。 (2) 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、非常災害が急迫した状態において行う、これに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務で、その日において急ぎ処理することを必要とするものをいう。 ・・・・非常災害が急迫した状態・・・に至らない場合には、この手当の対象にはならない。従って、例えば、単に台風の襲来が予想される等の場合に職員が宿日直勤務についてきたときには、宿日直手当が支給されるものであること。 なお、宿日直勤務中にこれに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務に従事したときは、支給要件に照らし教員特殊業務手当が支給されるものであること。 (3) 特殊勤務手当条例第26条第2項第1号でいう「被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）」とは、災害対策基本法第24条の規定による非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定による緊急災害対策本部が設置される災害をいう。 (4) 特殊勤務手当条例第26条第2項第1号でいう「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務」とは、学校の管理下において行われる学校の施設等に避難している児童・生徒等の救援業務をいう。	1. 非常災害及び緊急の業務という性質上、勤務命令及び解除について適切な措置をとり、実態を確実に把握しておくこと。 2. 2つの学校が隣接しており、他校が炎上し自校にも延焼のおそれがあるとして自校の防災業務（物品の搬出等）に従事した場合は支給対象業務となるが、他校の緊急の防災業務に従事した部分は、支給対象業務とはならない。 3. その従事した時間が引き続き翌日にわたる場合において、1日単位で時間要件を適用すると支給対象とならないときは、業務の開始から終了までの時間を1日の業務に従事した時間として取り扱うものとし、この場合には、1日についての手当を支給するものとする。  (例) 
第26条 第1号	2. 学校の管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 「負傷、疾病等」には、例えば極度の肉体的疲労が含まれる。  3. 学校の管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	補導業務を目的とする防犯パトロール及び夏休みにおけるプール監視等は該当しないものである
特殊勤務手当 第1条 例項 第26条	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するもので、教育課程に位置づけられている行事又はこれに相当するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの。 (1) 「林間・臨海学校」とは、学校の教育計画のもとに林間又は臨海の地に開設される集団の宿泊生活を伴う行事をいう。 (2) 「修学旅行・林間・臨海学校等」には、いわゆる移動教室、スキー学校など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事が含まれる。 (3) 「移動教室」には、例えば教室における学校の延長として当該学校の施設外で、宿泊を伴って行う学校活動が該当する。 (4) 「スキー学校」とは、学校の教育計画のもとに当該学校の施設外において、スキー技術の習得をとおし自然の節理を学ぶと同時に、宿泊を伴う共同の生活から相互の交流を図り、もって、心身の調和的發展を図ることを目的とする行事をいう。 (5) 学校が計画・実施する野外教育施設等における野外教育活動の行事で、児童又は生徒を引率して行う指導業務も支給対象となること。 なお、「野外教育施設等」とは、自然の家などの施設をいう。 (6) 学校が教育活動の一環として計画・実施するボランティア活動など社会奉仕活動、自然体験活動その他の体験活動において、児童又は生徒を引率して行う指導業務も支給対象となること。	1. 支給対象業務は、学校が計画・実施する引率指導業務であり、かつ、原則として学級以上の児童又は生徒の参加を前提とした引率であること。なお、学級参加を前提としたものが、結果的に任意参加となった場合も含まれることとする。 (1) 支給対象業務は、すべて宿泊を伴わなければならない。 (2) 「泊を伴うもの」には、2日以上の旅の最終日における指導業務を含む。 2. 部活動として行うものは該当しない。 3. 児童会、生徒会、農業クラブ等のリーダー研修は学校の管理下において行われるものに限り該当するものであること。

項目	支給対象業務	細部取扱
特 殊 勤 務 手 当 第 1 条 第 26 条 第 3 号	<p>人事委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等若しくは国又は県の行事の行われる日で、人事委員会規則で定める日に行うもの。</p> <p>(1) 「人事委員会規則で定める対外運動競技等」とは、次の要件に該当する対外運動競技等とする。</p> <p>① 国若しくは地方公共団体又は市・郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟又は高等学校野球連盟の主催する対外運動競技等で引率を行う指導業務</p> <p>② 国民体育大会でそれへの参加が学校教育活動として行われるものにおいて、児童又は生徒を引率して行う指導業務</p> <p>都道府県において選抜チームを編成し、そのチームに生徒が個人として参加する場合、又は、個人競技に生徒が単独で参加する場合のように、その参加が社会体育の領域になる場合は該当しないものであること。</p> <p>なお、当該対外運動競技等が、上記の①・②により、手当支給対象の可否の判断が困難な場合にあつては、その都度、教職員課長と協議を行うこととする。</p> <p>③ 教育研究団体の主催する音楽コンクール、演劇コンクール等であつて、それへの参加が学校教育として行われるものにおいて、児童又は生徒を引率して行う指導業務</p> <p>「教育研究団体」とは、県高等学校吹奏楽連盟、県高等学校演劇連盟、地区中学校〇〇クラブ連盟、地区中学校美術研究会等をいうものであること。</p> <p>美術展覧会や書道展覧会のように児童、生徒の作品の出品のみの場合であっても、その展覧会の見学等が学校教育活動として行われる場合は、競技会等への参加に該当するものであること。</p> <p>(2) 「競技会等への参加が学校により計画され、実施されるもの」とは、学校の年間計画（「部活動でのガイドライン」に基づいて作成された活動計画を含む）に組み込まれている、若しくは学校としての参加計画が作成されていて、学校教育活動として参加するものであること。</p>	<p>1. この支給対象業務は、泊を伴うもの又は週休日等に行うものでなければならない。</p> <p>(1) 「泊を伴うもの」には、2日以上の旅の最終日における指導業務を含む。</p> <p>(2) 運動クラブ等の合宿訓練指導、2校間の定期戦などは該当しないものであること。</p> <p>2. 地方公共団体が開催する競技会等にあつては、当然町村単位のものでも該当するが、学校体育団体又は教育研究団体が開催する競技会等にあつては、市・郡以上の区域を単位とする団体が開催するものに限られるので、町・村以下の区域を単位とするこれらの団体が開催するものは該当しない。</p> <p>なお、これらの団体が開催する競技会等に限られるので、これらの団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体ににならない場合は該当しないものであること。</p> <p>(参考) 第26条第1項第3号の手当支給について</p> <p>①  ① 勤務日 7時間45分程度   泊なし 時間要件を満たしても手当なし</p> <p>②  ② 勤務日 7時間45分程度   勤務日 7時間45分程度   泊 2日分の手当支給</p> <p>③  ③ 勤務日 7時間45分程度   勤務日 7時間45分程度   泊 にならない 1日分の手当支給(前日分のみ)</p> <p>④  ④ 勤務日 7時間45分程度   泊 にならない   勤務日 7時間45分程度   泊 1日分の手当支給(後日分のみ)</p> <p>⑤  ⑤ 勤務日 7時間45分程度   泊 にならない   勤務日 7時間45分程度   泊 にならない 泊を伴っても手当なし</p> <p>⑥  ⑥ 週休日 7時間45分程度   泊なし 1日分の手当支給 (但し週休日の振替を行った場合手当なし)</p> <p>⑦  ⑦ 週休日 7時間45分程度   泊 にならない   勤務日 7時間45分程度   泊 週休日の振替を行った場合でも1日分の手当支給</p> <p>⑧  ⑧ 勤務日 7時間45分程度   泊   週休日 7時間45分程度   泊 週休日の振替を行った場合でも1日分の手当支給</p> <p>⑨  ⑨ 勤務日 7時間45分程度   泊   週休日 7時間45分程度   泊 週休日の振替を行った場合でも2日分の手当支給</p>

項目	支給対象業務	細部取扱
特殊勤務手当 第1条 第26条 第4号	<p>学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務（人事委員会規則で定めるものに限る）で、週休日等又は4時間の勤務時間のみが割り振られた日に行うもの。</p> <p>（1）「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいう。</p> <p>（2）「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が当該担当に係る部活動において、児童又は生徒を直接指導する業務をいう。</p> <p>なお、この指導業務には、部活動の一部として行われる対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務（第3号に該当する業務を除く。）を含むものとする。</p> <p>（3）「4時間の勤務時間のみが割り振られた日」が週休日等と重なった場合は、週休日等として取り扱うものとする。</p>	<p>1. 部活動が行われている途中において、休憩・昼食等のため一時的に指導業務が中断した時間があっても、事実上引き続いていると認められる場合は、この中断時間も業務に従事した時間とすることができるものであること。</p> <p>2. 練習試合等のため、児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱うことができるものであること。</p>

【参考資料 I】

教員特殊業務手当  
質疑応答集

## ○教員特殊業務手当質疑応答集

### 1 特殊勤務手当条例第26条第1項第1号（非常災害緊急業務）

質 問	回 答
<p>(特殊勤務手当条例第26条第1項第1号イ関係)</p> <p>1. 人事委員会規則7-2（特殊勤務手当）（以下「規則7-2」という。）第23条第3項の「災害直後の復旧の業務でその日において緊急に処理することを必要とするもの」には、たとえば校舎の一部が木曜日に火災で消失し、次の土曜日又は日曜日にその後の処理のため業務に従事した場合が含まれるか。</p> <p>2. 台風襲来に備えて学校内で待機した場合、当該待機は特殊勤務手当条例第26条第1項第1号イに該当するか。</p> <p>3. 一般住民に対する炊出し、給水、救護の業務又は一般民家に対する家屋補修等の業務に従事した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第1号イに該当するか。</p>	<p>1. 木曜日又は金曜日に当該業務を行わなかったことについての正当な理由があれば含まれる。</p> <p>2. 台風襲来の予測が妥当なものであり、かつ実際に相当程度の防災業務に従事した場合には、台風が襲来しなくても該当すると解する。なお、上記に該当せず、単なる待機程度（宿日直勤務程度）のものであった場合には、該当しない。</p> <p>3. 学校管理下において行われた業務ではないので該当しない。</p>
<p>(特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ロ関係)</p> <p>4. 登下校時の児童が交通事故にあった場合の緊急業務は、特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ロに該当するか。また、日曜日に自宅附近で自校の児童の交通事故に遭遇し、その旨を校長に連絡し、救急業務に従事した場合はどうか。</p> <p>5. 授業中児童が負傷し、応急処置後病院に送り込み、当該児童に付添った場合、その付添は特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ロの救急の業務に該当するか。</p>	<p>4. 当該教員が公務として行った場合は該当する。</p> <p>5. 学校管理下において行われた児童に対する緊急の業務である場合は該当する。</p>

質 問	回 答
<p>6. 特別支援学校の小学部又は中学部の教員が、当該学校の高等部の生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合、当該業務は、特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ロに該当するか。</p> <p>(特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ハ関係)</p> <p>7. 卒業式を妨害するために体育館の窓ガラスを割ろうとしている生徒に対し、それを防止するための卒業式前日の説得等の業務は、特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ハに該当するか。</p> <p>8. 祭等における定期的な見廻りは、特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ハに該当しないと解するがどうか。</p> <p>9. 日曜日等に自校の児童が家出した旨の連絡をうけ、その旨を校長に連絡するとともに、その捜索に従事した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第1号ハに該当するか。</p>	<p>6. 該当する。</p> <p>7. 当該業務が緊急の業務である場合は該当する。</p> <p>8. 該当しない。</p> <p>9. 当該教員が公務として行った場合は該当する。</p>

## 2 特殊勤務手当条例第26条第1項第2号(修学旅行等引率)

質 問	回 答
<p>1. 林間学校等が自校の施設を利用して実施された場合であっても特殊勤務手当条例第26条第1項第2号に該当するか。</p> <p>2. 本校から比較的近い場所で行われている移動教室で、昼間は本校の授業に従事し、夕方から朝にかけて移動教室の指導業務に従事した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第2号に該当すると解してよいか。ただこの場合、昼間の本校における業務は除外すべきものとするがどうか。また、逆に昼間だけ移動教室の指導業務に従事し、夜間は自宅に帰っている教員の業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第2号に該当しないと解するがどうか。</p>	<p>1. 校内で実施されるものは、原則的には該当しないと解されるが、当該行事が校外で実施される林間学校等と同様の態様で実施されるものは、例外的に該当するものとして取り扱うことができる。同様の態様で実施されるとは、平素と異なった環境の下で規律ある集団生活を営むことにより、公衆道徳等に望ましい体験を積みうるような形態で行われることをいうものである。</p> <p>2. 貴見のとおりと解する。</p>

質 問	回 答
<p>3. 農業高等学校において、修学旅行に代わる農場等の見学等における生徒の引率指導業務（泊を伴うもの）に従事した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第2号に該当するか。また、工業高等学校において修学旅行に代えて工場等の施設見学等に生徒を泊を伴って引率した場合はどうか。</p> <p>4. 学校で計画し実施する学習合宿（泊を伴うもの）に参加生徒を募集し引率した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第2号に該当するか。</p>	<p>3. 学校教育活動の中において修学旅行、林間・臨海学校等又はこれらに類する行事として位置づけられて実施された場合は該当する。</p> <p>4. 修学旅行等引率業務は原則として学級以上の児童又は生徒の参加を前提としており、ただ単に参加希望者を募集したものについては該当しない。 ただし、進学クラスがありその学級全体の参加を前提としたものについては該当する。</p>

### 3 特殊勤務手当条例第26条第1項第3号（対外運動競技等引率）

質 問	回 答
<p>1. 自校の校庭を会場として開催された対外運動競技会の引率指導業務も特殊勤務手当条例第26条第1項第3号の業務に含めて取扱って差し支えないか。</p> <p>2. 「対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務」の従事時間は、学校に集合して出発し、競技会等の終了後帰校して解散した場合、その出発から解散までの時間をいうものと解するがどうか。</p> <p>3. 高体連主催の陸上記録会や〇〇競技練成会へ生徒引率した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p> <p>4. 高体連専門部の主催大会へ生徒を引率した場合、当該業務は、特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p> <p>5. 高体連に試合等登録している場合で、試合が行われていない日に競技補助を依頼され生徒引率をした場合、時間要件等を満たしていれば、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。 また、学校全体で大会運営の補助にあたった場合は、学校教育活動として実施されたものとみなして手当を支給してよいか。</p>	<p>1. 貴見のとおりと解する。</p> <p>2. 貴見のとおりと解する。</p> <p>3. 陸上記録会のような単なる記録をとるための大会や練成会のような技術の向上を目的とした競技性のない大会等は該当しない。</p> <p>4. 該当しない。 ただし、高体連専門部の主催であっても、高体連〇〇支部の共催又は上位大会（総体県大会等）の予選であることが、開催要項等に明示されている場合は該当する。</p> <p>5. 大会等の参加とは、原則として自校の参加及びその応援を前提としており、競技補助や試合観戦については、その実態から部活動として取り扱うべきである。 後段については貴見のとおりと解する。</p>

質 問	回 答
<p>6. 試合が午前中に終了し、引き続き試合観戦をした後解散した場合、時間要件を満たしていれば当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p> <p>また、一時解散後集合し、試合を観戦した場合はどうか。</p>	<p>6. 明らかに引率業務を終了した場合や中断した場合を除き、一連のものと取り扱って差し支えない。</p> <p>後段については、解散した時点で引率業務が終了しているので、その部分は対外運動競技等生徒引率業務の手当対象にはならない。</p> <p>ただし、引率業務にはならないが、従事時間が引き続き3時間以上である場合には、部活動指導手当として支給することができる。</p>
<p>7. 全国高校総体に出場する生徒を引率するにあたり、コンディションを整えるため、現地での試合前の練習も含め、4泊5日で生徒引率した場合、全日程に対して当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当させることができるか。</p> <p>1日目（月）午前8時集合 出発→現地19時到着  2日目（火）午前6時起床 練習→14時開会式  3日目（水）午前6時起床 試合  4日目（木）午前6時起床 試合  5日目（金）午前6時起床 試合→出発→学校17時到着</p>	<p>7. 対外運動競技等引率業務は、出発から帰校までを従事時間としている。</p> <p>設問のように、試合前に早めに現地入りしてコンディションを整えることは大会と切り離すことはできないことから、1日目から手当支給対象業務としてよい。</p>
<p>8. 市教育委員会主催の中学生弁論大会に視聴者として参加する管下の中学校の生徒を引率した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p>	<p>8. 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。</p>
<p>9. 県高等学校農業クラブ連盟主催の農業クラブの研究発表大会に生徒を引率した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p>	<p>9. 該当する。</p>
<p>10. 全国高等学校体育連盟主催の運動競技会に応援団として参加する生徒を引率した場合、当該業務は特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に該当するか。</p>	<p>10. 当該参加が学校教育活動として実施された場合は該当する。</p>
<p>11. 全国中学校体育連盟等主催の運動競技会が雨天順延となって宿舎で待機した場合、当該待機中の時間も引率指導業務に従事した時間に含まれるか。</p>	<p>11. 含まれる。</p>
<p>12. 競技会等への参加が学校により計画され、実施されるものとはなにか。</p>	<p>12. 学校の年間計画（「部活動での指導ガイドライン」に基づいて作成された活動計画を含む）に組み込まれている、若しくは学校としての参加計画が作成されていて、学校教育活動として参加するものである。</p>

#### 4 特殊勤務手当条例第26条第1項第4号（部活動指導）

質 問	回 答
<p>（「引き続き3時間程度」の中に休憩，昼食，集合時間等が含まれる場合）</p> <p>1. 規則7-2第23条第1項第4号によれば，部活動手当に係る指導業務については，「正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度」と規定されているが，この業務に従事した時間の取扱いは，次のように取り扱って差し支えないか。</p> <p>（1）部活動が行われている途中において，休息，昼食等のため一時的に指導業務が中断した時間があっても，事実上引き続いてしていると認められる場合は，当該中断時間も業務に従事した時間として取扱うことができる。</p> <p>（2）練習試合等のため，児童又は生徒が学校に集合し，試合等の終了後帰校して解散したような場合においては，出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱うことができる。</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間等）</p> <p>2. 規則7-2第23条第1項第4号の「正規の勤務時間以外の時間等」には，週休日（学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第4条，第5条及び第7条の2第2項）又は休日及び休日の代休日（学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第9条，第10条第1項）若しくは国又は県の行事の行われる日で，人事委員会規則で定める日における正規の勤務時間が割り振られている時間を含むが，夏季休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないと解するがどうか。</p> <p>3. 規則7-2第23条第8項によれば，部活動手当に係る指導業務には「部活動の一部として行われる競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（同項第3号に規定する業務を除く。）を含む。」と規定されているが，ここにいう「同項第3号に規定する業務」とは，特殊勤務手当条例第26条第1項第3号に定める要件に該当し，手当が支給される業務をいうものと解して差し支えないか。従って，同号にいう対外運動競技等であっても，7時間45分程度に及ばないもので，それが部活動の一環として行われるものに係る指導業務は，部活動手当に係る指導業務として取り扱うことができると解するがどうか。</p>	<p>1. 貴見のとおり取り扱っても差し支えないものと解する。</p> <p>なお，（2）については，雨天のため練習試合等が中断，順延となり，会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取り扱っても差し支えない。</p> <p>（注）1. 「3時間程度」とは，3時間以上である場合をいう。</p> <p>2. 「事実上引き続いてしていると認められる場合」とは，休憩・昼食等により中断があった場合であっても，速やかに部活動の指導業務を継続して行える状況にある場合をいう。</p> <p>3. 生徒の登下校の時間は，指導業務の従事時間には含まれない。</p> <p>2. 貴見のとおりと解する。</p> <p>（注）夏季休業等の期間中に，部活動指導業務を行った場合は，手当は支給できない。</p> <p>但し，週休日，休日等については支給される。</p> <p>3. 貴見のとおりと解する。</p> <p>（注）部活動の指導を担当することとされている教員が，対外運動競技等（生徒を引率する場合の指導業務）で3時間程度から7時間45分程度以内の業務を行った場合については，部活動指導手当として支給される。</p>

質 問	回 答
4. 正規の勤務日の勤務時間外に行う指導業務（合宿等）が、3時間以上引き続いた場合は手当を支給できるか。	4. 支給できない。

## 6. その他

質 問	回 答
1. 規則7-2第23条第1項第1号イの「日中7時間45分程度」とは、1日の同一業務に要する延べ従事時間と解するがどうか。	1. 貴見のとおりと解する。
2. 夜間、非常災害時の業務等に従事した場合、その間に仮眠した時間は業務従事時間に含まれないと解するがどうか。	2. 貴見のとおりと解する。
3. 人事委員会規則7-2（特殊勤務手当）の運用について規則第23条関係に「就寝時間等は含まない。」とあるが「等」とはなにか。	3. たとえば、児童・生徒の就寝後等で児童・生徒の指導業務に従事しない時間をいうものである。
4. 修学旅行における児童の引率指導業務に従事中、児童が負傷したため、その児童の救急業務に従事した場合のように、1日において特殊勤務手当条例第26条第1項各号に掲げる2種類以上の業務に従事した場合で、教員特殊業務手当について2以上の支給要件に該当する場合は、該当する各号の支給額の合計額を支給できるか。	4. それらの業務のうち、主として行った一の業務にかかる手当を支給する。
5. 土曜日の午後1時から午後3時まで負傷した児童の救急業務に従事し、同日の午後6時から午後11時まで学校の火災の防火業務に従事した場合これらの業務の従事時間を通算して特殊勤務手当条例第26条第1項第1号イ又はロのいずれかの業務に従事したとみなして、教員特殊業務手当を支給できるか。	5. 支給できない。
6. 教員が宿日直勤務中火災が発生し、その防災業務に従事した場合、又は寄宿舎の舎監若しくは寄宿舎指導員等が宿日直勤務中に児童・生徒の疾病に伴う救急業務に従事した場合等で、当該防災業務又は救急業務が特殊勤務手当条例第26条第1項第1号に該当するときは、宿日直手当に併せて教員特殊業務手当を支給することができると解するがどうか。この場合、防災業務又は緊急業務に従事した時間は宿日直勤務の従事時間から除くべきものと解するがどうか。	6. 貴見のとおりと解する。

質 問	回 答
<p>7. 教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿について、パソコンにより記入して作成してもよいか。</p>	<p>7. 教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿の取扱いについては、事前申請又は事前届出を必要とし、従事後、従事確認をする内容となっている。そのため当月分を一括で申請又は届出する場合のみ事前申請（届出）欄まではパソコンでの記入が認められるが、従事確認欄以降は手書きになることが当然である。</p>

## 【参考資料Ⅱ】

### ○非常災害緊急業務支給チェックリスト

各所属長は次の項目を確認した上で、手当支給について判断すること。

<input type="checkbox"/>	従事者は、あらかじめ配備計画で指定された者か。指定されていない者の場合は、出勤を命じなければならない合理的な理由があったか。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	報告者全員について、業務毎の従事時間が明らかになっているか。 従事時間に待機時間が含まれていないか。 ⇒ 避難所の開設準備については、避難所の運営までを含むものではないことに注意すること。
<input type="checkbox"/>	従事内容が、 <u>非常災害における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務であるか。</u> ⇒ 具体的に何の業務に従事したのか確認すること。
<input type="checkbox"/>	被害状況及び規模に対する従事人数は適正か。
<input type="checkbox"/>	市町村における防災業務と混同していないか。 ⇒ 東日本大震災において、避難所運営業務を教員特殊業務手当の対象としたのは特例措置であるので、すべてのケースについて認められるものではないことに注意すること。

## 【参考資料Ⅲ】

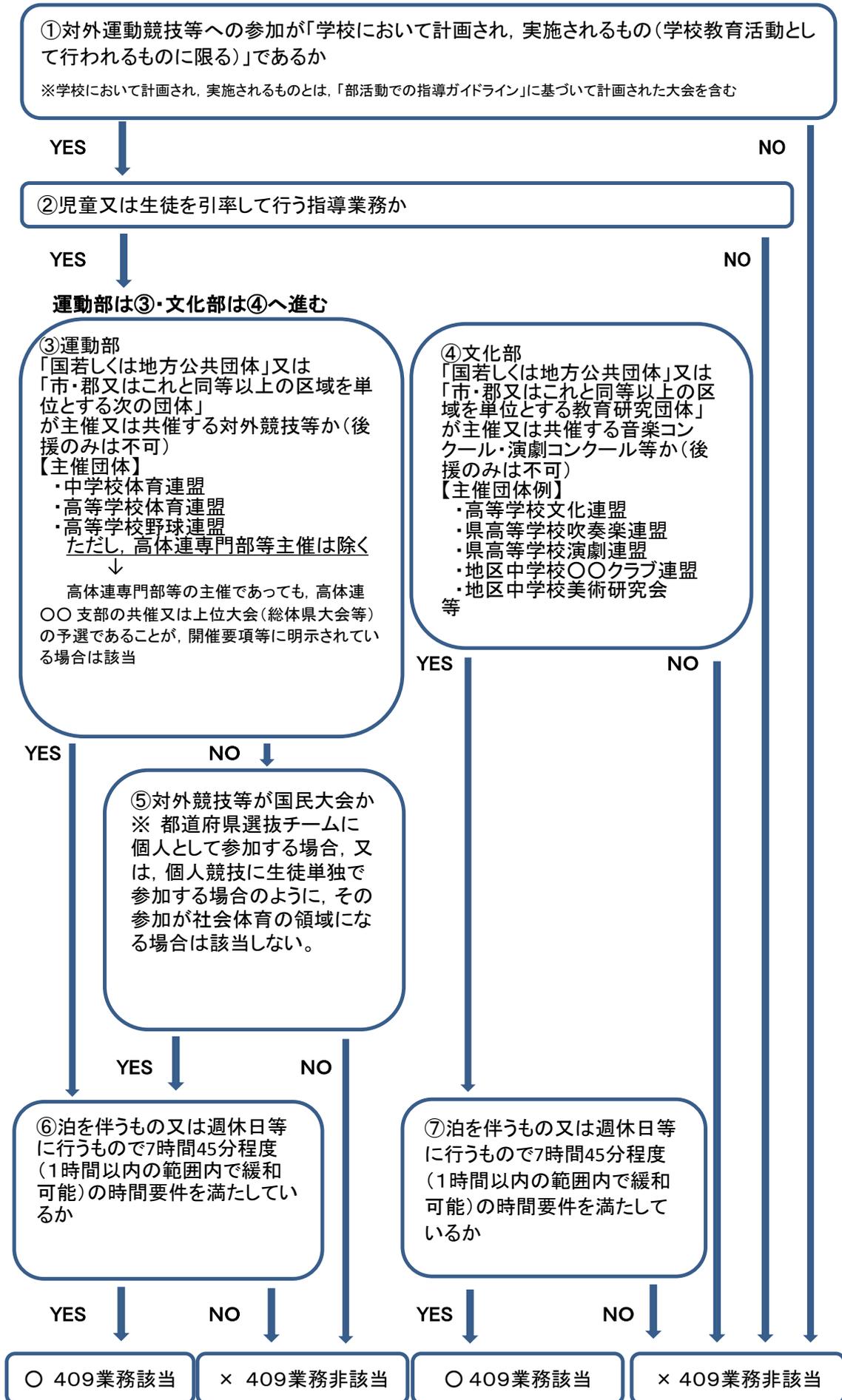
### ○対外運動競技等引率業務（409業務）支給可否表

種別	勤務日（出張）		週休日等	
	従事時間	409業務 支給可否	従事時間	409業務 支給可否
泊なし	7時間45分程度	×	7時間45分程度	○
泊あり	7時間45分程度	○	7時間45分程度	○

※ 勤務日の出張の場合は宿泊を必要とする。

## 【参考資料Ⅳ】

### ○人事委員会規則で定める対外運動競技等引率指導業務(409業務)判断フローチャート



## 【参考資料V】

### ○特殊勤務手当コード表

手 当 区 分		支給額	コード
教員特殊業務手当	非 常 災 害	日額 8,000円	408
	対外運動競技等の引率指導	日額 5,100円	409
	修学旅行等の引率指導（宿泊）	日額 5,100円	410
	非 常 災 害（加算込）	日額 16,000円	412
	救 急 業 務	日額 7,500円	416
	補 導 業 務	日額 7,500円	417
	部 活 指 導（3時間程度）	日額 2,700円	419
教育業務連絡指導手当		日額 200円	421

### ○支出科目コード

予算主務課	支出科目	予算種別
521500	01-10-02-01	小学校費
521500	01-10-03-01	中学校費
521500	01-10-04-01	高等学校費
521500	01-10-07-01	特別支援学校費

※ 例月報告の際は支出科目の誤りに注意すること。

# 教育業務連絡指導手当

## 第2 教育業務連絡指導手当（特殊勤務手当条例第27条）

### 1 支給内容

教育業務連絡指導手当は、その手当支給の対象となる主任等の職務を担当する教諭が、その職務が困難であるとして、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

### 2 支給対象となる主任の範囲

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭のうち、次に掲げる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言をする者に支給する。

- (1) 県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号。以下「県立学校管理規則」という。）第19条から第22条の2まで及び第24条若しくは第26条の規定（以下「主任等設置規定」という。）により置かれる主任等で、別表に挙げる者。ただし、3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任、6学級未満の学校に置かれる研究主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。
- (2) 県立学校管理規則の主任等設置規定に相当する当該市町村の教育委員会規則の規定により置かれる主任等で、別表に挙げる者。

### 3 支給額

業務に従事した日1日につき200円

### 4 台帳兼支給整理簿の作成

校長は当該業務に従事した職員について、別紙による教育業務連絡指導手当台帳兼支給整理簿（以下「台帳兼支給整理簿」という。）を作成し保管すること。

### 5 報告

台帳兼支給整理簿に基づき、当月の実績分を別に定める期日までに、県立学校にあっては時間外勤務等修正報告書（K51）を給与支給システムにより送信し、市町村立学校にあっては時間外勤務等修正報告書（K51）を当該市町村を所管する教育事務所に提出すること。

また、手当支給対象となる主任等が発令又は解除された場合は、身分・職名等修正報告書（K02）を上記と同様の手続き（その発令が月の中途の場合にあっては、翌例月時）により行うこと。

別表  
支給対象主任

学級規模 区分	学級数制限なし	3学級以上の		6学級以上の学校
		学校	学年	
小学校	教務主任・分校主任 ・防災主任		学年主任	研究主任
中学校	教務主任・分校主任 ・防災主任	生徒指導主事	学年主任	研究主任
義務教育学校	教務主任（前・後期 課程ごと）・防災主任	後期課程におかれる生徒指導主事	学年主任	研究主任
高等学校	教務主任・分校主任 ・防災主任	生徒指導主事・進路指導主事・学科主任 農場長・寮務主任	学年主任	
特別支援学校	教務主任・分校主任 ・防災主任	生徒指導主事・高等部におかれる進路指導主事・学科主任（視覚・聴覚支援学校のみ） ・寮務主任	学年主任	研究主任

教育業務連絡指導手当台帳兼支給整理簿

所属名・コード	主任等コード	氏名・職員番号

( 年度)

確認印		従 事 月 日										従事者	根拠条例	条例第27条	支給金額	取扱者印
校長印	月	日										確認印	備考	コード421		
														従事日数		
	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
	2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29						
	3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				円	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					

(注) 1 「確認印」欄には、直接監督者その他これと同等以上の職員が、従事内容が支給要件に合致していることを確認し押印すること。  
 2 業務従事月日欄は、従事日を○で囲むこと。

【参考資料】

教育業務連絡指導手当  
質疑応答集

## ○教育業務連絡指導手当質疑応答集

質 問	回 答
<p>(共通事項)</p> <p>1. 次の場合に、教務主任、学年主任、生徒指導主事又は進路指導主事を複数置き、(学年主任にあつては、1学年に複数置くこと。)それぞれ手当を支給することができるか。</p> <p>(1) 名目統合している学校の各校舎ごとに置く場合。</p> <p>(2) 高等学校の全日制課程、定時制課程及び通信制課程ごとに置く場合。</p> <p>(3) 高等学校のひとつの課程に、進学指導と就職指導等のため、2人の進路指導主事を置く場合。</p> <p>(4) 特別支援学校の各部ごとに置く場合。</p> <p>(5) 本校の他に分校にも置く場合。</p> <p>(6) 分教室(病院等の派遣学級)にも置く場合。</p> <p>2. 上記1の(1)～(6)の場合、規則7-2第24条でいう「3学級未満」であるか否かの判断は、どのような区分ごとに行うべきか。</p> <p>3. 主幹教諭や講師に教育業務連絡指導手当を支給することができるか。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 各校舎を学校とみなし、いずれの主任についても、手当支給の対象として差し支えない。</p> <p>(2) いずれの主任についても手当支給の対象として差し支えない。</p> <p>(3) いずれか一方の主たる進路指導主事が、手当支給の対象となる。</p> <p>(4) 教務主任について各部ごとに、生徒指導主事について中等部と高等部にそれぞれ置かれた場合、いずれも手当支給の対象として差し支えない。</p> <p>(5) いずれの主任についても手当支給の対象として差し支えない。</p> <p>(6) 分教室に置かれた主任は、手当支給の対象とならない。</p> <p>2. 各校舎、各課程、各部、各分校ごとに「3学級未満」であるか否かを判断する。</p> <p>3. 教育業務連絡指導手当の支給対象者は教諭のみなので支給できない。</p>

質 問	回 答
<p>(高等学校関係)</p> <p>1. 学年主任に関しては、規則7-2第24条でいう「3学級未満」の判断基準はどうなるか。</p> <p>2. 全日制高校で普通科第1学年3学級、商業科1学年3学級の場合、第1学年の学年主任を2人置き、それぞれに手当を支給することができるか。</p> <p>3. 専攻科又は別科に学年主任を置き、手当を支給することができるか。</p> <p>4. 学年主任を全日制課程、定時制課程又は通信制課程ごとに置き、それぞれに手当を支給することができるか。</p> <p>5. 普通科に置いた学科の主任に手当を支給することができるか。</p> <p>6. 専攻科に専門教育に関する学科が置かれている場合、学科主任を専攻科にも置き、手当を支給することができるか。</p>	<p>1. ホームルーム単位の実学級数により判断する。</p> <p>2. 手当の支給対象となるのは、ひとつの課程におけるひとつの学年につき1人であるので、支給できない。</p> <p>3. 修業年限が2年以上の場合で、かつ、当該学年が3学級以上ならば、手当を支給することができる。</p> <p>4. 各課程ごとに3学級以上であれば、手当を支給できる。</p> <p>5. 支給対象とならない。</p> <p>6. 専攻科に複数の学科が置かれ、かつ、その学級数が3学級以上であれば、手当を支給することができる。</p>
<p>(週休日、休日、夏季休業等に勤務した場合)</p> <p>1. 所属する学校に登校し、現に勤務した日については、その教諭は、当該業務に従事したものとして手当を支給して差し支えないか。</p> <p>なお、次のような日についても、同様に解してよいか。</p> <p>(1) いわゆる夏休み、冬休み等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日。</p> <p>(2) 週休日、又は休日に特に勤務を命ぜられて勤務した日。</p>	<p>1. その勤務が、宿日直勤務である場合を除き、支給して差し支えない。</p> <p>(1) 支給して差し支えない。</p> <p>(2) 支給して差し支えない。</p>

質 問	回 答
<p>2. 日曜日に部活動の指導業務に従事した主任に対し、教育業務連絡指導手当を支給できるか。</p> <p>(出張、研修の場合)</p> <p>1. 手当支給主任である教諭が、その所属する学校に登校しない場合であっても、次の場合は、要件に該当するものとして取り扱い、手当を支給して差し支えないか。</p> <p>(1) あらかじめ校長等の指示を受け、関係公署との連絡その他公務上の必要により終日出張する場合。</p> <p>(2) 研修等の受講を命ぜられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合。</p> <p>(3) 命令に基づき出張している場合。</p> <p>2. 出張期間中の休日、日曜日は手当支給の対象日と考えてよいか。</p> <p>(承認研修の場合)</p> <p>手当支給主任である教諭が、校長の承諾を受けて行ういわゆる承認研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないと解するがどうか。</p> <p>(登校後年次有給休暇の場合)</p> <p>手当支給主任である教諭が登校し、その日の勤務時間の一部を勤務した後に年次有給休暇等を承認され、その日の以後の勤務時間を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給することができ、かつ、この場合の支給額は200円であると解して差し支えないか。</p>	<p>2. 教育業務連絡指導手当は支給できない。</p> <p>(1) 支給して差し支えない。</p> <p>(2) 支給して差し支えない。</p> <p>(3) その出張が、外国出張(学校が計画・実施する行事の引率業務に参加対象学年又は学科の主任として従事する場合を除く)、国内留学等特別のものである場合を除き、原則として支給して差し支えない。</p> <p>2. 出張中の休日、日曜日については、教員に対し時間外勤務を命ぜられた場合に限り、手当支給ができる。</p> <p>支給できない。</p> <p>支給できる。支給額は200円である。</p>

質 問	回 答
<p>(その他)</p> <p>1. 特別支援学校の部主事に教育業務連絡指導手当を支給できるか。</p> <p>2. 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給するのか。</p> <p>3. 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当のいずれも支給できるか。</p> <p>4. 全日制高校で、普通科に学年主任を2名置いた場合いずれも手当支給対象となるか。</p> <p>5. 特別支援学級については、学年主任に係る「3学級未満」の判断はどうか。</p> <p>6. 特別支援学校において、数学年の児童生徒で編制されている特殊主任には、手当を支給できるか。</p> <p>7. 「学科主任」の場合の「学科」とは、「教科」の主任としてとらえるべきか。</p> <p>8. 高等学校において1学年1学級（1学年～3学年まで各1学級編制の学校）の全日制、定時制課程にそれぞれ主任を置いた場合、手当は支給されるか。</p> <p>9. 日単位の特別休暇、全日にわたる職専免（1日の健康診断を含む。）の場合に、その日に手当を支給できるか。</p> <p>10. 高等学校の複数の学科において、1学年1学級編制の学科主任にそれぞれ手当を支給できるか。</p>	<p>1. 支給できない。</p> <p>2. いずれかの一方の主任に係る業務に対してのみ支給する。</p> <p>3. それぞれの支給要件に該当する限り、同時にすべての手当を支給できる。</p> <p>4. 手当支給は、ひとつの課程におけるひとつの学年につき1名である。</p> <p>5. 数学年の児童・生徒で編制されている特別支援学級については、学年主任に係る「3学級未満」の判断に当たっては、これを含めない。</p> <p>6. 支給できない。</p> <p>7. 教科としてとらえるべきではない。</p> <p>8. 学年主任を除いては、支給対象となる。</p> <p>9. 支給できない。ただし、その日の勤務時間の一部を勤務した場合は支給して差し支えない。</p> <p>10. 学科ごとに3学級以上であればそれぞれの学科主任に支給できる。ただし、普通科の学科主任を除く。</p>

質 問	回 答
11. 外国出張や国内留学の場合は、その出張の期間を問わず、手当を支給できないのか。	11. 期間を問わず支給できない。
12. 総合教育センターの主催による長期研修A(1年間)、B(短期間)を受講する場合支給できるか。	12. 質疑応答集(出張、研修の場合)の1(2)(3)によることとする。なお、長期研修(A)は、原則として主任発令をされないことが通例である。
13. 教務主任が学年主任を兼務している場合、いずれの主任で支給すべきか。	13. 教務主任で支給してよい。
14. 赴任期間中、主任手当は支給できるか。	14. 主任の発令行為があり、現に勤務したと認められる場合は支給できる。
15. 正主任と副主任を2名置いており、正主任が、1か月の病気休暇のため、副主任が代行した場合、当該副主任に主任手当を支給できるか。	15. 主任として発令された者に限り、支給できる。
16. 3学級未満のため、学年主任に手当を支給できなかったが、年度中途に3学級以上となった場合には、当該主任に手当を支給できるか。	16. 3学級以上となった場合は、その日から支給できる。
17. 同一校舎内に二つの学校が設置されている場合、いずれの主任についても支給できるか。	17. いずれの主任についても、手当支給の対象として差し支えない。
18. 単学年で編制されている特別支援学級の1学級を含めて3学級以上となる場合、当該学年主任に手当を支給できるか。	18. 支給して差し支えない。